

デイサービスセンターみやけ運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人真周会が開設するデイサービスセンターみやけ(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び第一号通所事業（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、又は事業対象者に該当する高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- ① I、事業所の指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
II、事業所の第一号通所事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指す為に、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- ② 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 事業者は、その提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ④ 前③項の他、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び

運営の基準等を定める条例（平成 24 年岡山県条例第 62 号）」及び「総社市旧介護予防通所サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則(平成 28 年 12 月 22 日総社市規則 46 号)」、「総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成 28 年 12 月 22 日総社市規則第 47 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	デイサービスセンターみやけ
所在地	総社市井手919番地

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者	1人
生活相談員	1人以上
看護職員	2人以上
介護職員	3人以上
機能訓練指導員	1人以上
管理栄養士	1人
調理員	1人以上

* 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
* 生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、指定通所介護の提供に当たる。

その他必要と思われる職種、人員

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるもの

とする。

- I 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- II 営業時間 8時15分から17時15分までとする。
サービス提供時間 9時20分から16時40分までとする。
- III サービス利用時間 指定通所介護、旧介護予防通所サービスは介護報酬上告示されている、3～4時間、4～5時間、5～6時間、6～7時間、7～8時間の時間帯から利用者が選べるものとする。
基準緩和通所サービスは、2～3時間とする。

第6条（利用定員）

- 基準緩和通所 5名
- 旧介護予防通所サービス 5名
- 指定通所介護 15名

第7条（サービスの内容）

- ① 指定通所介護、旧介護予防通所サービスの内容は次のとおりとする。
 - I 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ウ 養護（休養）
 - II 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身活性化を図る為の各種サービスを提供する。
 - ア 日常動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操

オ 筋力向上訓練

- III 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
 - IV 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭を行う。
 - V 送迎・・・利用者の居住地区ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
 - VI 相談、助言に関する事・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
 - VII その他利用者に対する便宜の提供
- ② 基準緩和通所サービスの内容は次のとおりとする
 - I 日常生活上の支援・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - II 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身活性化を図る為の各種サービスを提供する。
 - ア 日常動作に関する訓練
 - イ 体操
 - ウ 筋力向上訓練
 - III 送迎・・・利用者の居住地区ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
 - IV 相談、助言に関する事・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
 - VII その他利用者に対する便宜の提供

第8条（利用料その他の費用の額）

- ① 通所介護事業サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2

割の額とする。

② 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

I 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者（但し、事業の運営に支障もなく、かつ、余裕がある場合のみ）に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道2 kmごとに30円。

II 食費として、1日あたり600円。

III 衛生ケア用品代（紙パンツ、尿取りパット等）として、その実費。

IV その他事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

V サービス利用時間外の利用（介護保険外サービス）は利用時間8時20分～9時20分・11時50分～19時00分。30分につき500円。食事600円、ウエイトコントロール食700円（希望者のみ）。

* 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

I 総社市

II 岡山市高松支所、足守支所管内

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、通所介護事業サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

I 他の利用者が適切な通所介護事業サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。

II 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。

III その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

第11条（緊急時等における対応方法）

事業所の従業者は、現に通所介護事業サービスの提供中、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

第12条（非常災害対策）

① 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

② 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。

③ 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。

④ 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、避難、救出その他必要な訓練を消防署の指導に従って随時行う。

第13条（その他運営に関する重要事項）

① 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

I 採用時研修 採用後3ヶ月以内

II 継続研修 事業に関する研修会等に参加

② 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

③ 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

④ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ

文書により得ておくものとする。

- ⑤ 事業所は利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとする。
 - I 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - II 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - III その他虐待防止のために必要な措置
- ⑥ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人真周会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月20日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年8月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。